

## 誓 約 書

年 月 日

徳島市上下水道事業管理者 殿

(自署又は記名押印)

住所

申込者

氏名

この度、別紙給水装置工事の申込みにあたり、次の事項について確認し、給水装置工事を申込みます。また、当該装置について紛議及び維持管理等の不具合を生じた場合でも、上下水道局に対し異議の申立てをせず、当方において責任をもって対処します。なお、問題解決のための改良工事等が必要となった場合は、上下水道局の指示に従い自費をもって実施します。

給水装置設置場所	徳島市
<input type="checkbox"/> 1. 出水不良について <p style="text-align: right;">のため</p> <p>メーター口径を増径する必要がありますが、承認願います。メーター口径を原因とする出水不良になりましても異議の申立てはしません。また、出水不良を理由に水道料金等の滞納はしません。(入居者についても責任をもって解決します。)</p>	
<input type="checkbox"/> 2. クロスコネクション防止について <p>市上水道とは別系統で、井戸水、簡易水道又は上水道以外の水管を使用しますが、市上水道設備以外の水管やその他の設備に直接連結(バルブ操作を含む)しません。</p>	
<input type="checkbox"/> 3. 特殊器具(浄水器・活水器等)設置について <p>(1) 特殊機器を通過した水の水質管理については、給水装置所有者(以下「所有者等」という。)が責任を負います。</p> <p>(2) 特殊機器の修理等の維持管理は、所有者等の責任で行います。</p> <p>(3) 特殊器具の設置に係る使用者又は利用者からの一切の苦情及び問題の対応は、所有者等が責任をもって解決します。</p> <p>(4) 特殊器具に起因して問題が生じたときは、所有者等が責任をもって解決します。</p>	
<input type="checkbox"/> 4. 床下配管について <p>床下点検口が都合により設置できません。床下配管に起因して問題が生じたときは、所有者等が責任をもって解決します。</p>	
<input type="checkbox"/> 5. 直結式スプリンクラーについて <p>(1) 災害、その他正当な理由によって(制限給水時、事故時、水道施設の工事等)一時的な断水や水圧低下等により、スプリンクラー設備の性能が十分発揮されない状況が生じても、一切異議の申立てはしません。</p> <p>(2) スプリンクラー設備が火災時以外に作動、又は火災時に非作動が生じても、上下水道局に一切異議の申立てはしません。</p> <p>(3) スプリンクラー設備が設置された建物等を賃貸する場合は、本設備が上記(1)及び(2)の条件付きであることを賃借人等に熟知させます。</p> <p>(4) スプリンクラー設備の所有者を変更するときは、上記事項について譲受人に熟知させ、譲受人から所有者の変更届及び誓約書を提出させます。</p>	